

# 獨協医科大学公益通報者保護に関する規程

令和5年3月1日

制定

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号）及び学校法人獨協学園（以下「学園」という。）が定める公益通報者の保護に関する規則に基づき、獨協医科大学（以下「本学」という。）並びに教職員等についての法令等に違反する行為等に関する内部通報への適正な対応の仕組みを定めることにより、法令等違反行為の早期発見と是正を図り、もって、コンプライアンス（法令遵守）の徹底に資するとともに公益通報・相談をした者の保護を目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「法令等違反行為」とは、本学並びに教職員等による法令等に違反する行為又は本学が定める諸規則に違反する行為をいい、「通報対象行為」とは、法令等違反行為又はそのおそれのある行為をいう。

2 この規程において「教職員等」とは、本学の教職員（嘱託、パートタイム、非常勤含む）、研究生、派遣職員、業務委託職員、私設秘書、実験助手等及び本学の取引業者の従業員をいう。

3 この規程において「通報」とは、本学並びに教職員等による通報対象行為を知らせることをいい、「相談」とは、通報に先立ち又は通報に関連して必要な助言を受けることをいう。

4 この規程において「内部公益通報」とは、通報のうち公益通報者保護法第3条第1号及び第6条第1号に定める公益通報をいう。

5 この規程において「本件窓口」とは、第4条第1項及び第2項に定める通報を受け付けるための内部窓口並びに外部窓口の総称をいう。

6 この規程において「公益通報対応業務」とは、内部公益通報を受け、並びに当該内部公益通報に係る通報対象事案の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務をいう。

7 この規程において「従事者」とは、公益通報対応業務に従事する者をいう。

8 この規程において「利用対象者」とは、本件窓口を利用できる者をいう。

9 この規程において「本件窓口利用者」とは、本件窓口に対して通報又は相談を行った利用対象者をいう。

10 この規程において「対象事案」とは、本件窓口に対して通報又は相談が行われた通報対象行為をいう。

11 この規程において「調査協力者」とは、対象事案に関する調査に協力した者をいう。

12 この規程において「被通報者」とは、通報対象行為を行い又は行おうとしているとして通報された者をいう。

13 この規程において「本件窓口担当者」とは、本件窓口において通報又は相談を受け付ける者をいう。

14 この規程において「調査担当者」とは、対象事案に関する調査に関与する者をいう。

15 この規程において「処分等」とは、本学就業規則に定める懲戒処分を含むが、これに限らず、口頭での指導や注意を含め、本学が行うことができる一切の措置をいう。

16 この規程において「不利益な取扱い」とは、解雇、懲戒処分、降格、減給、不利益な配転・

出向・転籍、退職勧奨、更新拒否、損害賠償請求、事実上の嫌がらせ、退職金等における不利益な取扱い、その他の一切の不利益な取扱いをいう。

17 この規程において「上司等」とは、各々の教職員等にとっての上長（直属の上長に限られない。）をいう。

18 この規程において「是正措置等」とは是正措置及び再発防止策をあわせたものをいう。

## 第2章 内部通報の体制整備

### （内部通報の体制整備）

第3条 本学において、通報に適切に対応するための体制を整備し、学長がこれを総括する。

2 本学に公益通報保護責任者を置き、事務局長をもって充てる。ただし、事務局長が被通報者若しくはその利害関係者又はそのおそれがある者であるときは、当該事案については、学長が他の者を公益通報保護責任者として指名するものとする。

3 公益通報保護責任者は公益通報委員会（以下「委員会」という。）を置き、通報・相談窓口で受付けた公益通報の調査等に必要な措置を講ずるものとする。

4 公益通報保護責任者は、この規程に係る業務執行状況について、学長に報告する。

### （窓口及び利用対象者）

第4条 通報又は相談を受け付ける内部窓口を総務部総務課とする。

2 通報又は相談を受け付ける外部窓口を新江 進法律事務所の新江 学弁護士（以下「担当弁護士」という。）とする。

3 公益通報対応業務責任者は総務部長をもって充てる。ただし、総務部長が被通報者若しくはその利害関係者又はそのおそれがある者であるときは、当該事案については、公益通報保護責任者が他の者を公益通報対応業務責任者として指名するものとする。

4 本件窓口において通報又は相談を受け付けたときは、公益通報対応業務責任者は、直ちにその旨を公益通報保護責任者に報告しなければならない。

5 本件窓口において学長、事務局長、及び総務部長に関係する又は関係すると疑われる通報対象行為を受け付けた場合は、学園本部内部監査室長に報告するものとする。

6 利用対象者は、教職員等（通報の日から1年以内に教職員等であった者を含む。）、及び本学の学生とする。

7 利用対象者は、匿名であっても本件窓口を利用することができる。

8 利用対象者は、内部通報の体制や不利益な取扱い等に関する相談を行うためにも本件窓口を利用することができる。

### （通報又は相談の方法）

第5条 本件窓口の利用方法は、利用対象者の利便性を高めるため、電話、電子メール、FAX、郵送又は面談とする。ただし、当該利用方法以外により通報又は相談が行われた場合であっても、本件窓口が利用されたものとして取り扱うことができる。

### （範囲外共有の防止を含めた情報管理）

第6条 本件窓口担当者は、本件窓口利用者の氏名及び職員コード等を含む本件窓口利用者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の本件窓口担当者に共有せず、また、本件窓口利用者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本

件窓口担当者以外に共有しないものとする。

- 2 調査担当者は、調査協力者の氏名及び職員コード等を含む調査協力者を特定させる情報を、必要最小限の範囲を超えて他の調査担当者及び本件窓口担当者に共有せず、また、調査協力者が予め明示的に同意した場合又はその他の正当な理由がある場合を除き、当該情報を本件窓口担当者及び調査担当者以外に共有しないものとする。
- 3 対象事案に関する調査により得られた情報（第1項及び第2項に定める情報を除く。）は、本件窓口担当者、調査担当者、法令違反行為等の是正措置等の検討に関与する教職員等及び必要に応じて行政機関に限り共有するものとする。

（委員会の設置）

第7条 公益通報保護責任者は、通報を受け付けたときは、当該通報等の内容が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、委員会を招集させる。

- （1）具体性又は特定性を欠き、調査の端緒とすることができない場合。
- （2）法令等違反行為に係るものではないことが明らかであり、通報等に該当しない場合。
- （3）当該通報等に係る事案の処理を他の規定及び委員会等に委ねる場合。
- （4）通報者が通報を撤回した場合。

2 委員会は、次の各号に掲げる者をもって組織する。ただし、当該事案に係る者は委員に加わることはできない。

- （1）公益通報保護責任者
- （2）学長が指名する副学長 1名
- （3）公益通報対応業務責任者
- （4）人事部長
- （5）その他本学の教職員で学長が必要と認めた者

3 委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長は委員会を統括する。

5 委員会に副委員長を置き、第2項第3号の委員をもって充てる。ただし、事故あるときには、委員のうちから委員長が指名する。

6 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときには、委員長を代行する。

7 通報等が専門性の高い内容である場合には、委員長は専門家を委員会に陪席させることができる。

8 第2項の委員は、調査時又は調査の過程において、当該通報等に係る法令等違反行為の関与が疑われる場合、又は調査対象者と利害関係を有する場合、その時点で、当該委員の資格を喪失し、以後の調査等について加わることはできない。

9 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ成立しない。

（委員会の任務）

第8条 委員会は、次に掲げる事項を任務とする。

- （1）不正行為等の事実調査
- （2）不正行為等の認定
- （3）不正行為等の原因分析と関与者の範囲の決定
- （4）不正行為等の是正措置等の提案

- 2 委員会は、調査のために専門的な知識、経験又は技術が必要であると判断した場合には、外部の有識者又は専門機関に意見を求め、又は協力を受けることができる。
- 3 委員会は、当該対象事案に関する十分な調査を行うために必要と判断した場合には、当該事案に関連する部門の責任者や対象事案に対する権限を所管する部門等にも調査を行わせることができる。
- 4 委員会は、調査の結果を直ちに学長に報告するものとする。

(協力義務)

第9条 教職員等は、委員会から公益通報に関する事実関係の調査について協力を求められた場合は、当該調査に対し積極的に協力するものとし、正当な理由がない限りこれを拒むことはできない。

- 2 委員会より調査指示を受けた者は、速やかに調査の上、委員会に報告する。

(是正措置等)

第10条 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、学長又は当該法令等違反行為に関連する部門の部門長は、速やかに是正措置等を講じなければならない。この場合において、学長、公益通報保護責任者、及び総務部長が関係することが認められた対象事案のときは、学園内部監査室長に対して、是正措置等の対応状況を報告しなければならない。

- 2 学長は、法令等違反行為の是正措置等が適切に機能しているかを検証し、適切に機能していないことが判明した場合には、追加の是正措置等を講じるものとする。

(従事者の指定及び通知)

第11条 本学は、次の各号に掲げる者のうち、公益通報業務の全部または一部に従事し、かつ、該当業務に関して公益通報者を特定させる事項（以下「特定事項」という。）を伝達される者に対し、従事者の地位に就くことを従事者指定書（様式第1号）により指定する。

- (1) 事務局長
- (2) 公益通報委員会の構成員
- (3) 総務部長
- (4) 総務部総務課の職員
- (5) 担当弁護士
- (6) 対象事案の調査を担当する者
- (7) 対象事案の是正措置等を検討又は実行する者
- (8) その他公益通報対応業務を行う上で、特定実行を伝達される者

(記録)

第12条 本学は、本件窓口において受け付けた通報又は相談への対応に関する記録を作成し、対応終了後20年間、保管しなければならない。その方法は、情報管理の観点から適切なものによらなければならない。

### 第3章 窓口への通報又は相談に関する当事者の責務等

(窓口利用者等の保護)

第13条 教職員等は、本件窓口利用者に対して、本件窓口に通報又は相談したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 教職員等は、調査協力者に対して、対象事案に関する調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

(探索の禁止)

第 14 条 教職員等は、本件窓口に通報又は相談した者が誰であるか、対象事案に関する調査に協力した者が誰であるかを探索してはならない。

(秘密保持)

第 15 条 教職員等は、この規程に定める場合のほか、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を開示してはならず、当該情報について秘密を保持しなければならない。

2 教職員等は、法令に基づく場合等の正当な理由がない限り、対象事案に関する情報を目的外に使用してはならない。

(利益相反の回避)

第 16 条 教職員等は、対象事案に関係する者である場合は、当該事案の調査や法令等違反行為の是正措置等の検討に関与することはできない。

2 教職員等は、対象事案の調査担当者となる時点又は法令等違反行為の是正措置等の検討に関与する時点で、自身が当該対象事案に関係する者ではないことを確認するものとし、当該対象事案に関係する者である場合には公益通報保護責任者に報告しなければならない。

3 報告を受けた公益通報保護責任者は、教職員等の対象事案への対応の関与可否を判断する。

4 本件窓口担当者は、自らが対象事案に関係する通報又は相談を受け付けた場合には、他の本件窓口担当者に引き継がなければならない。

(通知等)

第 17 条 公益通報保護責任者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、通報又は相談を受け付けた旨を速やかに通知するとともに、調査開始の有無等についても本件窓口利用者が通報又は相談をした日から 20 日以内に通知しなければならない。

2 公益通報保護責任者は、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、対象事案に関する調査の結果及び是正措置等について、被通報者及び調査協力者の信用、名誉、プライバシー等に配慮しつつ、速やかに通知しなければならない。

3 公益通報保護責任者は、対象事案に関する調査の完了後、連絡先の分からない場合を除いて、本件窓口利用者に対して、第 13 条第 1 項により禁止される不利益な取扱いを受けているか否かを確認しなければならない。

(上司等に通報を行った者の保護等)

第 18 条 教職員等は、上司等に通報又は相談を行った者に対して、当該通報又は相談を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 教職員等は、上司等への通報に関する調査に協力した者に対して、当該調査に協力したことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

3 上司等に対して行われた通報又は相談について、本学は、正当な理由がある場合を除いて必要な調査を実施し、その結果を受けて必要な範囲で是正措置等を講じ、それらの記録を適切に作成・保管するとともに、教職員等は、前 2 項の遵守に加えて、範囲外共有の防止を含めた情報管理、探索の禁止、秘密保持、利益相反の回避等に関し、この規程に定める通報及び相談に

準じて取り扱う。

(本学以外に公益通報を行った者の保護等)

第 19 条 教職員等は、公益通報者保護法第 3 条第 2 号及び第 3 号並びに同法第 6 条第 2 号及び第 3 号に定める保護要件を満たす公益通報を行った者に対して、当該通報を行ったことを理由として、不利益な取扱いを行ってはならない。

2 教職員等は、前項に定める公益通報を行った者を探索してはならず、また、当該者を特定させる事項を本学が認めた範囲以外に共有しないものとする。

#### 第 4 章 通報又は相談を行う者の責務等

(不正の目的による通報又は相談の禁止等)

第 20 条 教職員等は、虚偽の通報又は相談や、他人を誹謗中傷する目的の通報又は相談その他の不正の目的の通報又は相談を行ってはならない。

#### 第 5 章 その他

(処分等)

第 21 条 この規程の違反行為が明らかになった場合には、学長は、当該行為を行った教職員等に対して適切な処分等を課さなければならない。

2 調査の結果、法令等違反行為が明らかになった場合には、学長は、当該法令等違反行為に関与した教職員等に対して適切な処分等を課さなければならない。

(救済・回復等)

第 22 条 この規程の違反行為が明らかになった場合には、学長は、当該行為による被害・違反等について、適切な救済・回復措置等を講じなければならない。

(周知・研修)

第 23 条 公益通報保護責任者は、個人情報等の保護に配慮した上で、本件窓口の運用実績について教職員等に対して周知するものとする。

2 公益通報保護責任者は、学長を含む全ての教職員等に対して、定期的に内部通報制度に関する周知及び研修を行うものとする。

(この規程に基づく制度の運用及び改善)

第 24 条 学長は、この規程に関する整備及び運用の状況等について、定期的に客観的かつ公正な方法による評価、点検等を行うとともに、必要に応じて改善を行うものとする。

(関係法令の適用)

第 25 条 公益通報等の取扱いに関し、この規程に定めのない事項は、関係法令の定めるところによる。

(所管)

第 26 条 この規程に関する事務は、総務部総務課が行う。

(改廃)

第 27 条 この規程の改廃は、学長諮問会議の議を経て、学長が決定する。

#### 附 則 (令和 5 年 規程第 8 号)

1 この規程は、令和 5 年 3 月 1 日より施行する。

2 獨協医科大学公益通報者保護に関する規程（平成 19 年 11 月 1 日制定）は廃止する。  
様式第 1 号（省略）